

○桐生市市民の意見提出手続に関する条例施行規則

(平成 23 年 12 月 27 日 桐生市規則第 49 号)

改正 平成 25 年 5 月 1 日規則第 38 号平成 29 年 3 月 14 日規則第 6 号

令和 2 年 3 月 24 日規則第 12 号令和 3 年 3 月 24 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、桐生市市民の意見提出手続に関する条例(平成 23 年桐生市条例第 26 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(政策等の案の公表場所)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項に規定する実施機関が指定する場所は、市民相談情報課、桐生市新里支所、桐生市黒保根支所、公表する政策等の案を所管する課等その他当該政策の案に応じ必要と認める場所とする。

[平 29 規則 6・令 2 規則 12・令 3 規則 5・一部改正]

(意見の提出場所)

第 3 条 条例第 8 条第 2 項に規定する実施機関が指定する場所は、公表する政策等の案を所管する課とする。

(意見等の提出に当たっての必要事項)

第 4 条 条例第 8 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に事務所若しくは事業所を有するもの又は市内の事務所若しくは事業所に勤務する者にあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- (2) 市内の学校に在学する者にあつては、当該学校の名称及び所在地
- (3) 意見提出手続を実施する政策等に関して利害関係を有するものにあつては、利害関係に関する事項

(提出意見の公開場所)

第 5 条 条例第 11 条第 2 項後段に規定する実施機関が指定する場所は、公表する政策等の案を所管する課とする。

(意見提出手続実施責任者)

第 6 条 条例第 13 条に規定する意見提出手続実施責任者は、各部の部長等が指名する課長をもって充てる。

(出資法人)

第 7 条 条例第 15 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団とする。

[平 25 規則 38・一部改正]

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 1 日規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日規則第 6 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日規則第 12 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日規則第 5 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。